



2022. 07

季刊情報誌

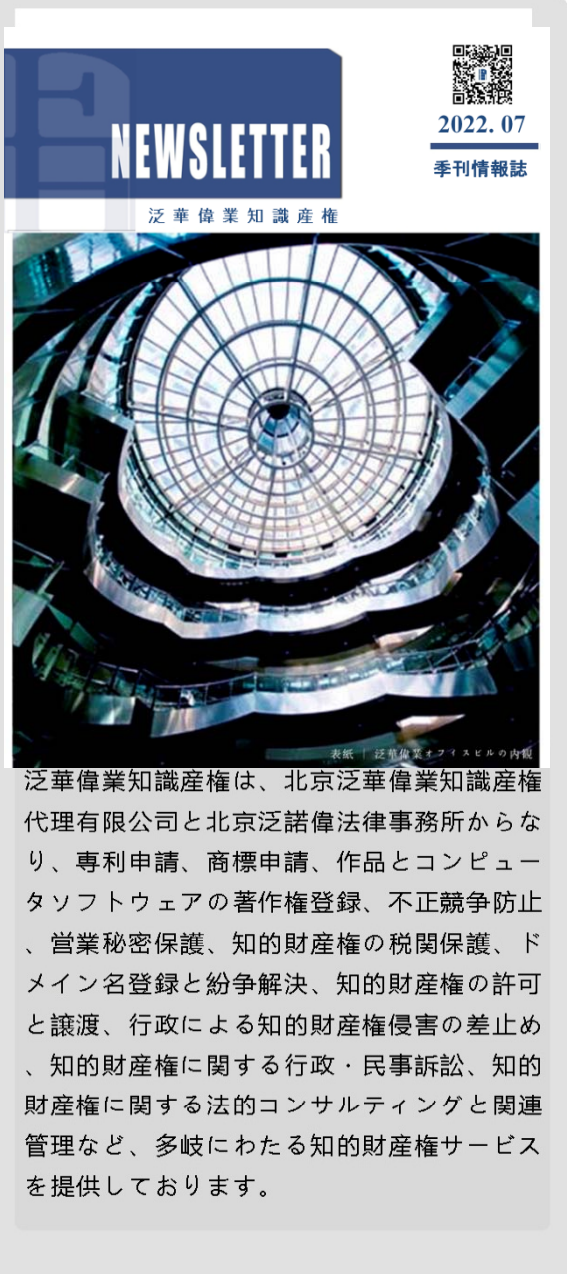
NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



03 業界観察

- 改正「中国独占禁止法」が2022年8月1日から施行
- 2022年7月1日からの塩基配列又はアミノ酸配列の提出は、WIPOの ST.26標準を満たすべき
- 2022年6月15日から登録手続を行う特許出願の印紙税を廃止
- 中国国家発展改革委員会が意匠特許年金、個別指定料金の基準を公布
- 中国国家知識産権局P P H 請求データ統計
- 2021年世界5大特許庁が受け付けた特許出願の統計

06 サービスソリューション

- 特許出願書類の作成について

11 典型事例紹介

- ソフトウェア権利侵害の認定
—【ソフトウェア権利侵害事件におけるソースコード比較の問題について】

12 実務動向

- 海外企業が英語/ラテン語による文字商標の中国語バージョンを登録する理由及び中国語商標の付け方について

改正「中国独占禁止法」が2022年8月1日から施行

2022年6月24日、中国の第13期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第35回会議は独占禁止法の改正に関する決定を可決した。改正独禁法は8月1日から施行される。同法の改正は、2008年8月の施行以来初となり、公平な競争と、統一的・開放的で秩序ある競争の行われる市場システムを維持することを目的としている。今回の改正決定は全部で25条に関わり、独占禁止関連の制度・規則をさらに整備したものである。

独占協定については、下記3点の改正が行われている。第一に、垂直的独占協定の認定規則を整備し、事業者と取引相手との間で締結された垂直的独占協定について、事業者が競争排除、競争制限の効果がなことを証明できれば、禁止しないとする。第二に、独占協定セーフハーバールールが追加され、事業者と取引相手との間で締結された垂直的独占協定について、事業者の市場シェアが規定の基準を下回り、かつその他の関連条件に符合する場合、禁止しないとする。第三に、事業者は他の事業者を組織して独占協定を締結させ、又は他の事業者が独占協定を締結するために実質的な援助を提供してはならないとの規定を追加した。

事業者集中については、第一に、申告基準に達していない事業者集中に対する調査、処理手続を完備する。申告基準に達していない場合でも、競争排除・競争制限の効果を持つか、あるいはその可能性があることを証明する証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機関は事業者に申告を要求することが

できる。事業者が申告しない場合、法により調査を行わなければならない。第二に、事業者集中の審査業務の必要性に基づき、審査期間の「中止」制度を追加した。第三に、国務院独占禁止法執行機関は事業者集中の分類、分級審査制度を整備し、法により経済や民生生活等に関する重要分野における審査を強化し、審査の質と効率を高めなければならないと規定した。

情報元：新華網

2022年7月1日からの塩基配列又はアミノ酸配列の提出は、WIPOのST.26標準を満たすべき

世界知的所有権機関(WIPO)の関連決議によれば、2022年7月1日から中国国家知的財産権局に提出する国内特許出願及びPCT国際出願において、特許出願書類に配列表が含まれている場合、当該配列表のXML形式の電子データはWIPOのST.26標準に準拠しなければならない。

国内特許出願を電子形式で行う場合は、明細書の追加手数料を算定するために、PDF形式の配列表データも同時に提出しなければならない。

WIPOのST.26標準の実施に関する詳細については、<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html>を参照してください。

情報元：中国国家知識産権局

2022年6月15日から登録手続を行う特許出願の印紙税を廃止

2022年7月1日から施行された『中華人民共和国印紙税法』に基づき、印紙税の徴収範囲に「権利/許可証」は含まれない。中国国家知識産権局は2022年7月1日（当日を含む）より、特許証書及び集積回路配置図設計登記証書の印紙税に係る代理徴収業務を終了する。

納付期限が2022年6月15日（当日を含む）以降であり、その証書発行日が2022年7月1日より遅くなる場合、印紙税を納付する必要はない。

情報元：中国国家知識産権局

中国国家発展改革委員会が意匠特許年金、個別指定料金の基準を公布

中国国家知識産権局、中国国家発展改革委員会及び財政部は、『意匠特許年金、個別指定料金の基準に関する問題の通知』に関する通知（〔2022〕465号）を公布した。

『中華人民共和国特許法』及び『財政部および中国国家発展改革委員会による、特許料項目への個別指定料金の追加に関する事項の通知について』（財税〔2022〕13号）の関連規定に基づき、意匠権の存続期間を10年から15年に延長し、中国進入を指定する意匠の国際出願及び国際登録の更新について、関連出願人は個別指定料金を納付しなければならない。同基準は2022年5月5日より施行されることになった。

(1) 意匠権年金は、11年目から15年目までは、1年につき3,000元とする。

(2) 個別指定料金は、第1期（1～5年）が4,100元、第2期（6～10年）が7,600元、第3期（11～15年）が15,000元とする。

前記庁費用基準に規定された第1期の個別指定料金（即ち、国際意匠出願時に納付しなければならない中国に対する個別指定料）は、一般の中国国家意匠特許の出願料CNY500に第1-5年の年金CNY3600を加えた合計に相当し、第2期及び第3期の個別指定料金（即ち、国際意匠特許の第1回及び第2回更新時の中国に対する個別指定料）は、それぞれ一般の中国意匠特許の第6-10年、第11-15年の年金の合計に相当する。

情報元：中国国家発展改革委員会

中国国家知識産権局 PPH 請求データ統計

2021年12月まで、中国国家知識産権局は29の国又は地域の特許局と特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトを開始した。これらの国と地域とは、アメリカ、ドイツ、ロシア、デンマーク、メキシコ、オーストリア、韓国、ポーランド、カナダ、シンガポール、ポルトガル、スペイン、イギリス、スウェーデン、イスラエル、ハンガリー、エジプト、チリ、チェコ、ユーラシア特許庁、マレーシア、アイスランド、アルゼンチン、日本、IP5（中国国家知識産権局、欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁、米国特許商標庁）、

泛華偉業知識産権 | 季刊情報誌

ノルウェー、サウジ、フィンランド、ブラジルである。

中国国家知識産権局が提供したP P H統計データによると、2011年から2021年12月末までに、中国国家知識産権局は合計48,884件のP P H請求を受けた。そのうち、出願人が日本特許庁の業務結果を使用しているものは、全部で19,602件、米国特許商標庁の業務結果を使用したものは合計17,677件、欧州特許庁の業務結果を使用したものは合計6,852件、韓国特許庁の業務結果を使用したものは合計2,945件、ドイツ特許商標庁の業務結果を使用したものは合計469件、英国知的財産庁の業務結果を使用したものは合計290件である。

中国国家知識産権局にP P H請求をしてから第1回目の審査意見が出されるまでに平均1.6ヶ月かかり、権利付与又は却下までに平均10.7ヶ月かかり、平均1回の審査意見が出された。

各国の国家特許局が提供したP P Hデータに基づいて統計すると、中国国家知識産権局の業務結果を用いてP P H請求をしたものは合計12,306件である。そのうち、米国特許商標庁へのP P H請求が7,553件、欧州特許庁へのP P H請求が1,116件、日本特許庁へのP P H請求が1098件、韓国特許庁へのP P H請求が944件、その他がカナダ357件、ロシア312件、ブラジル213件等である。

情報元：中国国家知識産権局／
日本特許庁ホームページ

2021年世界5大特許庁が受け付けた特許出願の統計

世界の5大特許庁である中国国家知識産権局(CNIPA)、欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、米国特許商標庁(USPTO)の統計によると、2021年は新型コロナウイルスの影響が続いているものの、世界主要な特許庁の特許出願件数が増加に回復している。注目すべきなのは、欧州特許庁の出願件数は前年より4.6%増加し、これまでの最高レベルに達したことである。そのうち、中国からの出願件数は前年より24.1%増加し、再び中国の欧州特許庁における出願件数の最高記録を更新した。2021年中国の年度特許出願件数は1,585,663件であり、2020年全年より5.9%増加した。

2021年5大特許局が受け付けた特許出願及び2020年同期との比較統計データ

出願人国籍 特許局	中国	欧州	日本	韓国	米国	その他	合計
中国 (CNIPA)	1,427,845 6.2%	42,548 5.0%	47,010 -1.8%	17,691 5.8%	42,266 11.6%	8,303 -11.2%	1,585,663 5.9%
欧州 (EPO)	16,665 24.1%	83,775 2.9%	21,681 -0.7%	9,394 3.2%	46,533 5.1%	10,552 4.1%	188,600 4.6%
日本 (JPO)	9,369 11.5%	20,895 9.0%	222,452 -2.2%	5,936 0.9%	24,999 11.3%	5,549 6.5%	289,200 0.3%
韓国 (KIPO)	6,294 47.5%	12,448 8.7%	14,165 1.1%	186,254 3.2%	15,512 16.2%	3,325 4.1%	237,998 5.0%
米国 (USPTO)	44,907 8.2%	88,886 -4.6%	76,275 -3.7%	37,197 -2.0%	283,331 1.5%	60,879 -7.9%	591,475 -1.0%
合計	1,505,080 6.6%	248,552 1.1%	381,583 -2.2%	256,472 2.5%	412,641 3.9%	88,608 -5.7%	2,892,936 3.7%

情報元： www.fiveipoffices.org

専利出願書類の作成について

弁理士 劉照紅

専利出願書類は、発明創造の専利出願人が法により国務院専利行政部門に提出する専利審査認可手続に用いる書類である。この書類作成の質は専利審査認可手続に影響するだけでなく、専利権の安定性にも関わり、後続の侵害訴訟における専利保護範囲の確定にも影響を及ぼす。したがって、専利出願書類の質は専利の権利化と保護にとって極めて重要である。

総じて言えば、専利出願書類の作成には、発明創造の理解、技術方案の発掘、クレームの作成、明細書の作成、及び出願書類の全体的な構造の考案というステップが主に含まれる。本稿では、専利出願書類作成の質を高めることに焦点を当て説明する。

(一) 検索の重要性

現在、中国の専利代理業界では、技術内容についての発明者との意思疎通を重視し、検索業務を軽視する傾向がある。筆者は、検索作業は出願書類作成の過程で重要な役割を果たしていると考えている。専利出願ファイルには豊富な技術情報が含まれており、出願書類作成の前に利用可能なデータベースに基づいて初歩的な検索作業を行うことで、先人の知恵を合理的に参考にし、出願書類の品質を効果的に向上させることができる。特に、検索には次のような重要な役割がある：

- (1) デューデリジェンスの一環として明らかな新規性の有無を判断することで、出願人に不必要な損害を与えないようにする。
- (2) 先行技術に対して合理的に境界を画定

し、「余分な指定」を避ける。

(3) 請求項の「言葉遣い」を鑑みて、その精髓を取り入れ、書類作成のスキルを向上する。

(4) 出願書類の情報量を豊富にし、技術用語の使用を規範化し、添付図面の描き方を合理的に参考し、出願書類の品質を向上させる。

(二) 独立請求項には、技術的問題を解決するために必須な技術的特徴のみを記載しなければならない

独立請求項を作成する際には、発明の基本概念を基に完全な技術方案をできるだけ簡潔かつ厳密な言葉で明確に記載する必要がある。独立請求項には、技術的問題を解決するために必須な技術的特徴を記載しなければならないが、技術的問題を解決するために必要でない技術的特徴の導入は避けるべきである。必須な技術的特徴が欠けていると、出願書類が『専利法実施細則』第20条第2項の規定に合致しなくなるのに対して、必須でない余分の技術特徴は請求項の保護範囲を狭めることになる。したがって、独立請求項を書きあげた後、その中の各特徴が技術的課題を解決するために必須であるか否かを逐一判断する必要があり、もしそうであれば留保し、そうでなければ削除し、最後に、留保されたすべての特徴の組み合わせが発明の解決しようとする技術的課題を確実に解決できるか否かを全体的に判断する必要がある。以下、具体的な事例を用いて、独立請求項に技術的課題を解決するために必須な技術的特徴のみを記載することをどのように実現するかを説明する。

事例1:

電子装置であって、草案となっている独立請求項1は、次の通りである:

ディスプレイ、電源ユニット、再生待ちの音声・映像情報を処理するためのマイクロプロセッサを含む電子装置であって、

ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されるスイッチユニットをさらに含み、

前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合ディスプレイへの電源供給を遮断し、

前記マイクロプロセッサは、予め記憶されているユーザの習慣情報に従って、音声再生の音量を自動的に調整する調整ユニットをさらに含むことを特徴とする電子装置。

明細書には、従来技術における携帯電話等の電子装置には、ディスプレイとスピーカーが両方ともに動作する時の電力消費が比較的大きいので、バッテリーの使用時間が比較的短いという問題が生じるということが記載されている。本発明の目的は、上記課題を解決し、ディスプレイで消費される電力を節約し、バッテリーの持続時間を延長し、バッテリーの持続時間の長い電子装置を実現することである。

【分析】

本明細書の具体的な実施形態に記載された内容から分かるように、ディスプレイで消費される電力の節約は、マイクロプロセッサが再生待ち情報の種類を判断して、ディスプレイの電源供給を選択的にオフにすることによって達成されるものである。

前記請求項の特徴を具体的に分析する:

特徴1: ディスプレイ、電源ユニット、再生待ちの音声・映像情報を処理するためのマ

イクロプロセッサを含む電子装置である。

この特徴1はプリアンブル部分の特徴であり、電子装置の主な構成部分もマイクロプロセッサの役割も限定している。本発明は、ディスプレイの消費電力を節約することによって目的を達成し、電源ユニットはディスプレイに電力を供給するために使用され、「再生待ちの音声・映像情報を処理する」というマイクロプロセッサの役割は、後にディスプレイの電源供給を遮断するタイミングに関係する。したがって、特徴1は、本発明の技術方案と密接に関連する必須な技術的特徴なので、留保されるべきである。

特徴2: 電子装置は、ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されるスイッチユニットをさらに含み、前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合ディスプレイへの電源供給を遮断する。

ここで、スイッチユニット及びスイッチユニットの位置はディスプレイへの電源供給に関係しており、映像情報を再生する必要がない場合にはディスプレイへの電源供給を遮断すれば、当然ディスプレイの消費電力が節約できる。したがって、この特徴2も必須な技術的特徴なので、留保されるべきである。

特徴3: 前記マイクロプロセッサは、予め記憶されているユーザの習慣情報に従って、音声再生の音量を自動的に調整する調整ユニットをさらに含む。ユーザの習慣情報に基づいて再生音楽の音量を自動的に調整することは、より良い効果音を提供し、ユーザの需要を満たすことができるが、それは消費電力を節約するために欠かせない技術的特徴ではなく、必須ではない技術的特徴に属し、独立請求項に記載すべきではないので、草

稿となっている独立請求項から特徴3を削除する必要がある。

よって、削除後の独立請求項は次の通りである：

ディスプレイ、電源ユニット、再生待ちの音声・映像情報を処理するためのマイクロプロセッサを含む電子装置であって、

ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されるスイッチユニットをさらに含み、

前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合にディスプレイへの電源供給を遮断することを特徴とする電子装置。

最後にこの独立請求項をまとめると、ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されたスイッチユニットでディスプレイへの電源供給を制御することにより、マイクロプロセッサが再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合にスイッチユニットをオフにすることでディスプレイへの電源供給を遮断にすることができ、ディスプレイの消費電力を節約し、電池の寿命を延ばすことになる。前記補正後の独立請求項には、技術的問題を解決するために必須な技術的特徴が記載されていると言える。

(三) 従属請求項作成のポイント

従属請求項の重要な役割の1つは、合理的な中位概念を用いて独立請求項に係わる広範な上位概念を具体的な実施例と結びつけることである。従属請求項に限定される保護範囲を合理的に配置するには、2つの面から考慮する必要がある。一つは、技術的特徴の概括を上位から具体化へと段階的に進める。もう一つは、従属請求項の引用関係を、前の階層から次の階層へと、段階的

に引用する。

具体的には、専利出願の実体審査手続及び後続の発生しうる専利権無効審判手続を考慮して、補正の余地を増やすために、各階層の従属請求項の保護範囲を段階的に縮小し、技術的特徴を上位から下位へ、一般から特殊へと段階的に、順次展開していくべきである。また、請求項を複数の階層にし、下階層の請求項が上階層の請求項を引用するように設定し、さらに、同階層の請求項に並列の請求項を複数設定することができる。最後に、最下階層の従属請求項のみが、具体的な付加技術的特徴に関わる。

(四) 明細書の十分な公開示

『専利法』第26条第3項は、明細書では発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実施可能であることを基準とし明確かつ完全な説明を行うべきであると規定している。

「明細書の開示不十分」は、明細書の作成時に特に注意が必要な点である。例えば、下記のような記載はいずれも「明細書の開示不十分」を招く。

- 明細書に記載の発明の技術内容があいまいであるか、あるいは、技術的課題を解決して技術的効果を達成するための技術的手段を与えていない。

- 明細書に記載の発明の技術的手段があいまいであるか、あるいは、発明が解決しようとする技術的問題を解決できない。

- 引用形式により開示不十分である。

- 発明の重要な技術内容を示した明細書の添付図面が不明瞭または不完全である。

周知のように、中国の実務では、「補正

が範囲を超えている」ことに対する審査官の判定は非常に厳しい。例えば、出願書類が「明細書の開示が不十分」と指摘されると、当該欠陥に対する補正は多くの場合、「補正が範囲を超えている」と判定され、許されない。したがって、明細書の作成時に「明細書の開示不十分」をできるだけ避ける必要がある。「明細書の開示不十分」に係る事例を下記のとおり説明する。

事例1：

特許請求の範囲において保護を求める発明は、交流電源を利用したシガーライターであり、交流を直流に変換することなく、交流を直接利用してシガーライターを駆動する。明細書には、このシガーライターは交流電源が使用できるということだけが記載され、その具体的な構造については記載されていない。

【分析】

従来技術におけるシガーライターは、いずれも直流電源を用いて駆動されていたが、本発明の改良点は、このシガーライターが交流駆動によるタバコの着火を実現できることにあると指摘されている。明細書では、このシガーライターが交流電源を利用して着火を駆動することについて1つの構想しか示さず、このシガーライターの改良点に至っては、その具体的な構造が与えられていないため、当業者は明細書に記載の内容に従って、本発明のシガーライターがどのように交流電源で駆動されるかを知ることができない。よって、本願の明細書は本発明について明確かつ完全に説明することができず、当業者は明細書の記載に従って本発明を実施することができない。

事例2：

特許請求の範囲において保護を請求する発明は機械鍛造プレス設備であり、明細書で提起された技術的課題を解決するために、この機械鍛造プレス設備に特殊鋼製の部品を組み込んでいる。本明細書では、機械設備の構造について詳しく説明されているが、本発明の実施に重要な役割を果たす特殊鋼の組成は開示されていない。

【分析】

この事例で、出願人は「技術秘密」の保護を考慮して、本発明の重要な技術的特徴である「特殊鋼の組成」を公開していないので、明細書には曖昧で不明確な技術的手段しか示されておらず、明細書に記載された内容に基づいて当業者が本発明の技術方案を実施できないため、明細書の公開が不十分になる。

また、発明が十分に開示されているか否かの判断において、背景技術が重要な要素となる場合もあると筆者は考えている。発明は常に一定の先行技術に基づいて行われるものであり、出願人は通常、明細書において関連する全ての先行技術を詳細に説明することができない。したがって、関連先行技術に対する出願人の理解度が当業者よりはるかに高い場合には、関連先行技術の説明及び引用を無視したせいで、「公開が不十分」になる可能性がある。発明の技術方案と密接に関連し、かつ発明の内容の十分な開示に影響を与える可能性のある背景文献を背景技術に加えるなどして、出願人が背景技術を十分に利用すれば、この問題を避けることができる。

以上、筆者は、検索の重要性、独立請求

項に技術的課題を解決するために必須な技術的特徴だけを記載すべきこと、従属請求項の作成ポイント及び明細書の十分な開示という4つの面から特許出願書類の作成を検討した。

参考資料：

- 『中華人民共和国特許法』
- 『特許法実施細則』
- 『特許審査指南2010』
- 『専利出願代理実務-電子単位帳』李超編集長
- 『質の高い特許出願書類-2013年特許審査及び特許代理学術シンポジウム優秀論文集』中華全国特許代理人協会編

筆者プロフィール

劉照紅弁理士は2002年に曲阜師範大学物理工程学院を卒業し、学士学位を取得しました。2007年に、南開大学物理学院を卒業し、博士学位を取得しました。2014年、北京パナウェル特許事務所に入所して、主に光電技術、物理電子工学、通信等の分野における特許出願書類の作成、審査意見通知書への応答、拒絶査定不服審判、特許の分析と検索、及びコンサルティングなど業務に従事しています。

ソフトウェア権利侵害の認定

【ソフトウェア権利侵害事件におけるソースコード比較の問題について】

(2018)京73民初661号

発効日:2021年9月23日、二審を経て発効

【事件の概要】

シノグリッド社(SinoGrid社)は、「WiseGrid慧敏アプリケーションデリバリーゲートウェイシステムv4.1」と題するソフトウェアの著作権者です。シノグリッド社は、智恒網安社が許諾を得ずに、シノグリッド社の退職者である範氏を利用して、権利ソフトウェアを取得し、自社が生産、販売する「智恒Galaxy ADCアプリケーションデリバリー制御システムv5.0」製品に使用したと主張した。シノグリッド社によると、公証証書に記載のように、智恒網安社の生産、販売する「智恒Galaxy ADCアプリケーションデリバリー制御システムV5.0」製品に組み込まれたソフトウェアは、シノグリッド社が著作権を有するWiseGridアプリケーションデリバリーゲートウェイシステムV4.1ソフトウェアと実質的に類似しており、智恒網安社は中途採用で入社した社員によりシノグリッド社の上記ソフトウェアに接触した可能性がある。智恒網安社が本件において提出したソースコードと被疑製品の中で動作している被疑ソフトウェアとの類似度は50%であり、技術調査官は双方当事者が提出したソースコードに対し類似性比較を行っていない。

裁判結果:

第一審の判決:智恒網安社は侵害を停止し、シノグリッド社に謝罪し、シノグリッド社に経

済的損失及び合理的支出計50万元を賠償する。

第二審の判決:上訴棄却、第一審判決を維持。

裁判の根拠は、『中華人民共和国著作権法』第四十八条第(一)号、第四十九条、『コンピュータソフトウェア保護条例』第八条第一項第(二)号、第(三)号、第(四)号、第(五)号、第九条、第二十三条第(二)号、第(四)号、第(五)号、第二十四条第一項第(一)号、第(二)号。

【判決要旨】

ソフトウェア著作権侵害紛争において、ソースコードの比較は、被疑ソフトウェアが権利ソフトウェアの著作権を侵害しているか否かを判断する必須の要件及び必須の段階ではなく、ソフトウェア著作権の侵害判断は、依然として接触可能性に加え、実質的類似性の有無という侵害判断基準に従わなければならない。権利者が被疑ソフトウェアに権利ソフトウェアと同一の自主命名情報、設計上の欠陥、冗長設計等の特有情報が存在することを立証した場合には、権利者が初歩的な立証責任を行ったとみなされる。この時点で、立証責任は被疑侵害者側に移る。被疑侵害者側は権利侵害行為が実施されていないことを証明するために反証を提供しなければならない。権利者が提出した証拠が権利侵害の成立を初歩的に証明でき、被疑侵害者が反証を提出していない場合、又は提出した反証が権利侵害の認定を覆すのに十分でない場合、被疑侵害者は相応の権利侵害責任を負わなければならない。

情報元:北京知識産権法院

海外企業が英語/ラテン語による文字商標の中国語バージョンを登録する理由及び中国語商標の付け方について

外国企業が中国で事業を展開し、特に中国市場で製品やサービスを提供することを計画している場合には、英語/ラテン語又は他の言語（以下、非中国語と称する）による文字商標の対応する中国語バージョンを中国国家知識産権局に出願登録することを薦める。

これまでのところ、外国企業の多くは、抜け駆け出願を防ぐために非中国語による文字商標を中国で事前に登録する重要性を認識していたが、対応する中国語商標の保護を無視している海外企業が多いので、これらの企業に危険が生じている。下記は非中国語による文字商標を中国語で登録する理由である：

1. 中国語による商標は、中国の消費者が識別し、記憶しやすいので、商標を中国の消費者に宣伝するのに役に立つ。
2. 非中国語による文字商標の対応する中国語商標を事前に登録出願することによって、悪意のある抜け駆け出願者が先に登録出願又は模倣して、誤認・混同を利用し利益を得ることを防止することができる。
3. 中国語商標により悪影響のあるニックネームを避けることができる。

実際には、中国人が読みにくい非中国語によるブランドが中国市場で消費者に広く受け入れられれば、その読み方や構成に応じて、大衆はブランドをよりよく記憶するため

に、その発音や構成に基づいて「ニックネーム」を自発的につけている。しかし、このような「ニックネーム」には否定的な意味があったり、からかいや冗談の要素があったりして、ブランドの毀損につながる可能性がある。

これまでの事例の中には、中国の消費者のつけたニックネームが、元の非中国語によるオリジナルブランドよりも人気が出る可能性もあることが示唆されている。抜け駆け出願人はそこに、中国語の商標登録を先制して行うメリットを見出した。このような駆け抜け出願によって、消費者が商品の出所を混同したり、中国語のニックネームを使用して模倣品を生産したり、中国市場における非中国語によるオリジナルブランドの使用や普及に、不要なトラブルを招くおそれがある。例としては、Google v.s. 谷歌、Mamma Mia! v.s. 媽媽咪呀、Jordan v.s. 喬丹などが挙げられる。このような事例で、真のブランド所有者は権利を守るために多くのお金と時間を投じなければならなかった。

次に、非中国語による文字商標をどのように適切な中国語に訳すかについて、説明する。通常、翻訳、音訳又は翻訳と音訳との組み合わせという3つの選択肢がある。理想的な訳し方は、次の例に示すように、翻訳/音訳をピジティブで魅力的なものにすると同時に、非中国語文字と強力な関係を維持することである：

1. 音訳：拉菲 (LAFITE)、迪士尼 (Disney)、西門子 (Siemens)、福特 (Ford)、亞馬遜 (Amazon)、奧迪 (Audi)、耐克 (NIKE)、阿迪達斯 (Adidas)、谷歌 (Google)。

2. 翻訳：歩行者(WALKMAN)、空客(Airbus)、臉書(Facebook)、殼牌(Shell)、通用(General Electric)、大衆(Volkswagen)、微軟(Microsoft)、軟銀(Softbank)。

3. 翻訳と音訳との組み合わせ：可口可樂(Coca Cola)、宜家(IKEA)、寶馬(BMW)、奔馳(Mercedes-Benz)、保時捷(Porsche)、露華濃(REVLON)、愛馬仕(Hermès)、家樂福(Carrefour)、領英(LinkedIn)、聯合利華(Unilever)、達美航空(Delta)、百安居(B&Q)、賽百味(Subway)。

最後に、中国、台湾に加えて、香港、マカオにおいても、英語やポルトガル語が公用語であるものの、実際には中国語の方が多く使用されており、また、これらの地域での人的往来や企業間の交流も非常に頻繁であることから、中国語商標の登録出願を薦める。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒
訳審：王珍々、張玉静
趙亜芝、金丹
レイアウト：董 顺々